

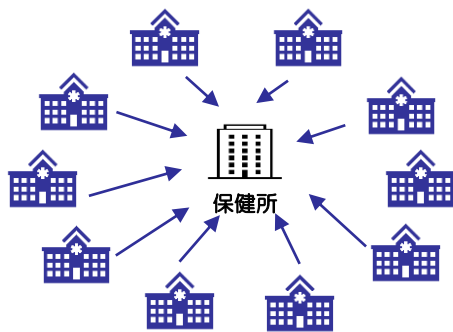
新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが

**定点把握疾患に変わりました**

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症患者数の報告方法が変わりました

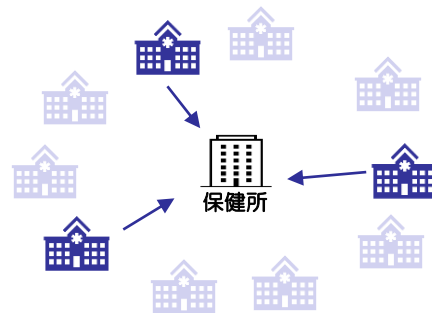
これまで

毎日すべての医療機関から報告



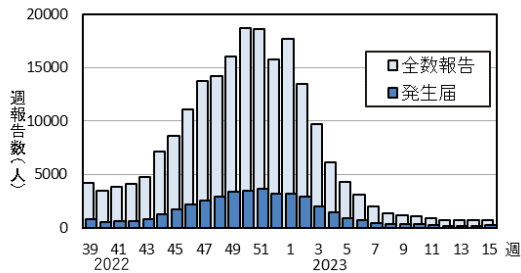
5月8日以降

週1回定点医療機関から報告  
(県内87か所、インフルエンザ定点と同じ)

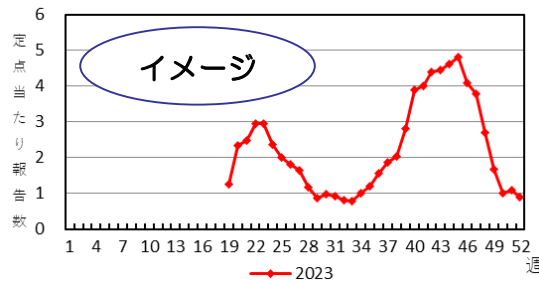


報告方法

すべての報告数



1週間の定点あたり報告数



公表

注) 全数報告：医療機関及び群馬県健康フォローアップセンターからの報告数  
発生届：65歳以上の方、入院を要する方、妊婦等

※定点医療機関からの報告数から全数を推計した資料については別紙をご覧ください

新型コロナウイルス感染症の発生状況については、群馬県衛生環境研究所ホームページで毎週水曜日に公表します。

■群馬県感染症情報

<https://www.pref.gunma.jp/page/3296.html>



法律上の位置づけや報告方法が変わっても新型コロナウイルスの感染性や病原性は変わりません。引き続き咳エチケット、手指衛生や換気といった感染予防に努めましょう。



咳エチケット



手洗い



換気

## 別紙：定点医療機関からの報告数による全数推計の検討

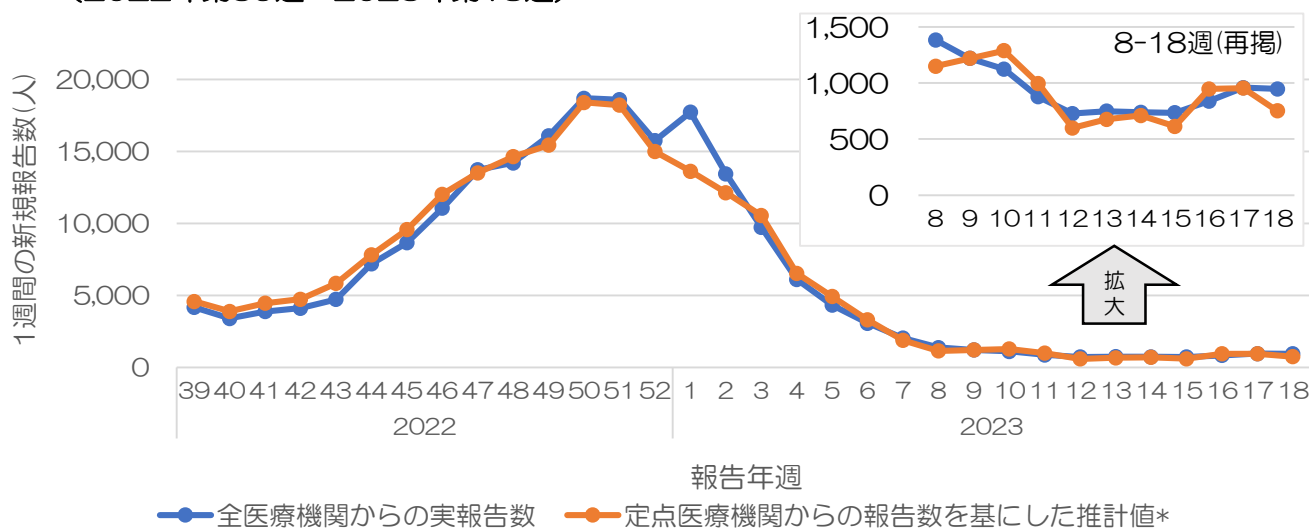
定点医療機関からの報告数に基づく推計値(\*)と全医療機関からの実報告数を比較したところ、定点医療機関からの報告は県内の発生動向を反映していると考えられました

定点医療機関からの報告が、群馬県の新型コロナウイルス感染症の流行全体の傾向（感染者数の増減）と一致していたかを検討するため、すべての医療機関からの報告数と定点医療機関からの報告数を基にした全数推計値を比較しました。

### ◆ 検討方法

- 全数把握体制の見直しが行われた2022年第39週から定点把握開始前の2023年第18週までに新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）へ報告されたデータを使用。
- 推計値は厚生労働省の定点の推計精度の簡易計算法に準じて算出。  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/001092219.pdf>)  
2022年第39週から2023年第18週までに県内全医療機関から報告された合計実報告数のうち、定点医療機関からの報告が14%を占めていたため、「定点医療機関からの実報告数÷0.14」として全数を推計。

### 全医療機関からの報告数及び定点医療機関からの報告数に基づく全数推計値の推移 (2022年第39週～2023年第18週)



注1) 2023年第1週（1月2日から1月8日まで）は、休診中の医療機関があり報告数が少なかったため、推計値が過小評価されている可能性があります。

注2) 2023年第18週までの報告数に基づく推計であり、今後、受診行動や医療体制の変化によりデータの代表性が変化する可能性があります。

### ◆ 定点医療機関とは

新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザの患者数を週1回報告する医療機関。群馬県では87か所の医療機関が指定されています。

### 定点医療機関の保健所管轄地域別内訳

地域	前橋市	高崎市	伊勢崎	渋川	藤岡	富岡	吾妻	利根沼田	館林	桐生	太田	安中	計
内科	5	5	4	2	1	1	1	2	4	3	4	1	33
小児科	8	9	6	4	2	2	2	3	5	5	6	2	54